



# 議会だより



全力疾走（安飾小学校）

## 目次 CONTENTS

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 1. 議会活動           | 2～3 PAGE |
| 2. 委員会付託案件審議      | 3～5 PAGE |
| 3. 一般質問           | 6～8 PAGE |
| 4. 所管事務調査・議案のあらまし | 9 PAGE   |
| 5. トピックス          | 10 PAGE  |

## 《坪井市長の所信表明抜粋》

現職市長の逮捕と千代田庁舎の強制捜査、そして市長の辞任という、市政を揺るがす大きな出来事は、市民及び多くの関係者にご迷惑と多大なる不快感を与えました。今回の出来事により、市民相互の不信と亀裂が深まりつつあることから、市民の心を1つにし、一体感を醸成し、新生かすみがうら市民としての夢を実現していきたいと思ひます。また、市民の皆様が市政に対する不信感を募らせ市民としての誇りを失っていることから、市民の目線での改革、刷新を目指すことであります。課題実現のため、3つの考え方で取り組む決意であります。

### 1 『対話と協働の市政づくり』

地域のために何ができるかという前向きな視点に立ち、市民・議会・行政が協力・強調する協働型市政づくりを目指します。

### 2 『透明性のある市政づくり』

私の行動や資産を公開し、特に市民が厳しい目を向けている入札制度や職員採用については、公約でも掲げているとおり、透明性・競争性を基本とし、改革・改善をまいります。

### 3 『行政経営に視点をのいた市政づくり』

事業経営の経験を生かし、緊急性や事業効果等を検証し、併せて、健全な財政基盤の確立に努力しつつ、行政経営という視点から市民サービスの向上を目指します。

私は、心を耕す教育と、地域や大地を耕す産業づくりが、まちづくりの原点と考えております。議員各位をはじめ、市民の皆様のご支援やご助言を拝聴しつつ、前向きの議論を通し、心豊かなかすみがうら市を再生することを決意します。



▲所信表明を行う坪井市長

# 平成18年第2回定例会開催

平成18年第2回かすみがうら市議会定例会を8月24日から9月5日までの13日間の会期で開催し、新市長の所信表明の後、専決処分事項の報告として承認6件、かすみがうら市議会定数条例の制定として議員発議1件、平成17年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についてなど12件の議案が慎重に審議され原案のとおり可決されました。

また、一般質問では7名の議員が一般、福祉、土木、教育、行政全般について2日間にわたり質問しました。

### 《主な審議内容》

平成17年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について、審査を行うため、各常任委員会より2名を選出し水道事業会計決算審査特別委員会を設置しました。特別委員会では慎重に審議を行い原案のとおり認定すべきものと決し、最終日の本会議に報告後、賛成多数で認定されました。また、健康保険法等の一部を改正する法律の成立に伴い、かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正するものです。また、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正するものであります。また、消防本部西消防署に配備を予定しています高規格救急自動車を必要な装備一式と併せて、購入するための財産三、二九九万五、〇九九円の取得をする議案等が審議され可決されました。

# 平成18年第2回臨時会開催

平成18年第2回臨時会が6月8日に1日間の会期で開かれ、かすみがうら市長の退職申出について全会一致で同意されました。また、専決処分事項の報告として承認5件、平成17年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算についての報告2件の計8件の議案が慎重に審議され、原案のとおり可決されました。

### 《主な審議内容》

かすみがうら市長鈴木三男から平成18年6月2日付けで平成18年6月8日に退職したい申出があり全会一致で同意されました。また、地方税法の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布されたことにより、かすみがうら市税条例及びかすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正するものです。また、下水道事業特別会計への繰出金について、事業運営の必要から早急な予算措置が必要になったこと及び富士見塚古墳群報告書作成業務委託について、貴重な遺物のため実測と鑑定に予想を超える時間がかかることにより繰越明許費を設定し引き続き業務を委託するため、平成17年度かすみがうら市一般会計補正予算等の議案が審議され可決されました。

《議会審議の状況は9ページに掲載》

## 議員自らの提案で 議員定数を削減 26人→20人へ

行政改革の推進策のひとつとして、市民の皆様方への意思表示を明確に示すため、合併協議会で決定された法定数26名から6名削減して20名とする条例（議員定数条例）を、第2回定例会において賛成多数で可決しました。この条例は、公布の日から施行となり、同日以後始めてその期日を告示される一般選挙から適用されることになります。

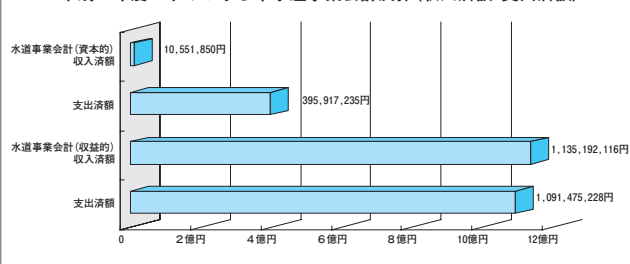
### 《意見の集約・議員提案》

議会の全員協議会において、議員間で幾度となく論議を繰り返しました。行財政改革の推進の一翼を担う議員自らが率先し、意見を集約して提案したことにより可決しました。しかし、市民の声が反映されにくくなることなどがなく、議員定数の減少がかかる機能の行使や責務の遂行に障害とならないように、私たち議員はこれからも、いっそう研鑽に努めなければなりません。

## 平成17年度水道事業会計決算、議会で認定

水道事業会計 【歳入】11億4,574万3,966円 【歳出】14億8,739万2,463円

平成17年度かすみがうら市水道事業会計決算（収入済額・支出済額）



### 資本的収支とは

住民に対するサービスの提供を維持するとともに、将来の利用増に対処して、経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の資産の取得に要する経費、施設の取得に要した企業債の元金償還金などの支出と資産の取得に要する企業債等の収入が計上されます。

### 収益的収支とは

当該年度の企業の経営活動に伴い発生する収益（収入）とそれに対応する費用（支出）であって、収益は、サービスの提供の対価としての料金収入が主体である。費用には、サービス提供に要する職員給与費、支払利息建物等の減価償却費等が計上されます。

## 水道事業会計決算審査特別委員会

### 《委員会での審査内容の主なもの》

- Q 平成17年度事業収益が予算に対し約3,800万円利益をあげています。企業経営の観点からみますと、良かったと思いますが、水道課としてはどう思うか伺う。
- A 経常収支では赤字であります。加入負担金による特別利益が当初予算よりも大幅に得られたことから黒字になっています。しかし、安定収入ではないため、依然として厳しい経営状況にあると思われます。
- Q 今後、水道料金について大幅な収入増は見込めないと思われます。そういったことから給水原価をどのように下げていくかが重要であります。そのためには、財政の再建計画や見直しが必要であると思われますがどう考えるのか伺う。
- A 今年度企業債の借り換えについて3件貸付決定を受け進めているところであります。費用削減についても営業努力していきたいと思っております。
- Q 独自経営能力については、どう自己評価しているのか伺う。
- A 一般会計繰入金が年々引き下げられているので経営は厳しいですが、経費削減や収納率を向上させていきたいと思っております。
- Q 有収水量の低下の原因は何か伺う。
- A 赤水発生時や工事等の排水、発見できていない漏水が原因と思われます。



▲特別委員会審議の様子

## 文教厚生委員会



### 【付託案件】

- ・かすみがうら市国民健康保険条例の一部改正について

### 【審議内容】

**Q：出産育児一時金について伺いますが、30万円から35万円となるわけですが、この財源については国、市町村の負担はどうか伺う。**

**A：**助成ですが、国の補助は無く市の一般会計から3分の2措置するようになっており、合わせて35万円となります。

**Q：新しく8月に2割になって、10月から3割、立て続けに1割だった人が、2割・3割と今回の医療制度の改正でなってしまった。新しく2割になった人が46名、保険の改正によって負担増となる人だということか伺う。**

**A：**52名の方が、昨年から現役並み所得の方は同様に自己負担2割、今度の制度改正により所得控除が変りまして、その影響で2割になる方が新たに46名、控除額が下がりましたので、その分課税所得が増えた関係で現役並みに見なされる方が46名という内容です。

**Q：現役並みは所得額145万円という基準があるわけですが。公的年金の控除が140万円だったのが、120万円になって差額が逆に、所得増になった。その所得増によって現役並みに格上げされてしまった方が46名。元々、所得課税145万円分あった方は、52名ということか伺う。**

**A：**そのとおりです。

賛成多数で原案のとおり可決することに決定いたしました。

## 総務委員会

### 【付託案件】

- ・かすみがうら市情報公開条例の一部改正について
- ・かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例の一部改正について
- ・かすみがうら市消防団条例の一部改正について
- ・かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- ・財産の取得について

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

### 【審議内容】

**Q：高規格救急自動車の購入では、指名競争入札を2社で行ったということだが、2社しかなかったのか伺う。**

**A：**救急車の購入に関しては、購入すると同時に、必要な医療機器等の機装が必要になってきます。そのため、機装が行える会社が2社しかないということで、その2社を指名し、指名競争入札を実施しました。

**Q：高規格救急自動車の中には、どのような医療器具が装備されているのか伺う。**

**A：**配付した資料に従って説明します。1点目は、気道確保用資器材一式です。一般的に気管挿管のそういう部分の、空気的位置を確保する資器材が細かく記載されています。2点目は、自動体外式除細動器（AED）です。3点目は、点滴を行う用具一式です。強心剤以外の点滴を行うためのポンプと輸液関係の資器材一式とスタンドと処置用具が記載されています。4点目は、生体モニターということで、心電図の計測、血中酸素飽和度測定等の資器材が記載されています。5点目は、心電計及び心電図伝送装置で、心電図を医療機関に直接電話を使って伝送するような装置になっています。6点目は、自動車電話を2台積載しています。医療生体情報の伝送用と、救命救急士が医師から指示を受ける電話です。7点目は、情報を医療機関にFAXで送るための装置です。

**Q：現在、消防署には、これと同じ高規格救急自動車は2台あるようだが、仕様は今回とまったく同じということか伺う。**

**A：**はいそうです。



▲現在配備されている救急自動車

# 委員会付託案件の審議

## 議会運営委員会

### 【付託案件】

- ・市長逮捕に関わる全容解明を求める請願書

### 【趣旨説明】

かすみがうら市の鈴木三男市長が、市が発注する公共事業に係わる収賄容疑で逮捕されるという事態がおきました。旧千代田町においては、千代田大橋建設工事にみられるように官製談合が長期に亘って行われているのではないかと疑われていました。そして、その官製談合を仕切っていたのが鈴木市長本人ではないかとの噂が絶えませんでした。今回の事件は、あくまで氷山の一角であり、50万円の収賄容疑で終わるものではありません。これは常態化していたのではないかと考えます。今、余罪も含めその他の案件についても徹底した真相の解明が求められています。また、議会としてただ司直の手に委ねればよいというのではなく、議会自らが積極的に調査することも必要だと考えます。以上の観点から下記の通り申し入れをいたします。

1 議会として市長自ら真相を明らかにすることを求めること。臨時議会を早急に開催して、市長に真相を語るように求める決議をあげること。

2 議会に、調査特別委員会を設置すること。その際、市民の傍聴も認めること。

### 【意見】

○：司法の手にゆだねて、今裁判になるわけですから、我々議員が特別委員会で調査しても議員では限界があると思います。よって、真相解明をするにしても不可能なことであると思われる。

○：一般的に司法の手に渡る前に設置するのが妥当であろう。また、本件は係争中のため、裁判上の利益、不利益を生じる可能性があり、関係者の出頭、証言、資料等は制限されるのではないかと。そうならば設置することはいかがなものか。

○：多くの方から、署名をいただいておりますが、調査権は不祥事件が発生した時に行使されることが多いが、警察の捜査と議会の調査が競合する恐れがある。司法以外の公的な立場にあるものが、裁判にも重大な影響を及ぼすことになるためここは不採択としてはどうかと思います。

全会一致で不採択すべきものと決定いたしました。

## 建設委員会

### 【付託案件】

- ・かすみがうら市手数料条例の一部改正について
- ・市道路線の認定について

全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

### 【審議内容】

Q：のぼり旗というのはどこまで立てたものが該当になるのか。公有地に立てたものが該当になるのか、民有地に立てたものが該当になるのか伺う。

A：のぼり旗に限らず、屋外広告物については禁止区域、許可地域、禁止物件、禁止広告物というような区分になっています。例えば自宅等の自家広告物について、5㎡以下について、適用されませんので5㎡以下であれば、宣伝用の自家用の店頭前にある広告物、看板等は該当しません。

Q：せっかく道路を整備するのだから、安食地区から来て、県道石岡・田伏・土浦線まで抜ければ意味のない道路になってしまう。県道まで計画の延伸をしてはどうか伺う。

A：ご指摘された内容も将来に向け、構想として整理をしていくということでご理解いただきたいと思います。



▲市道路線の説明（三ツ谷、小原地内）

國司 光文 議員



▲千代田大橋

圓城寺正道 議員

Q 千代田大橋のヒビ割れ陥没は

A 遅くとも年度内に修繕作業を行う

Q 千代田大橋のヒビ割れ、陥没について、どうなっているのか伺う。

A 土木部長 構造的なヒビ割れではなく、材料収縮に起因するものであると考えられます。対処方法としては、歩道部のヒビ割れ箇所について、幅15cm程度の調整コンクリートを撤去して、中央に目地板設置を行い、無収縮のモルタルを充填して、舗装部分

を復旧することにより、雨水の進入を防ぎたいと考えています。なお、これらの修繕作業は年内、遅くとも年度内には終了したいと考えています。

Q 庁内全職員が高い意識を持ち続けるために、市長はどのような方法で監督・指導していくのか伺う。

A 市長 行政においても民間にならう意識改革が重要であると考えています。このような考え方を踏まえ、行政改革を、全庁を挙げての取り組みとするために、各部課の横断的な組織体制として設置している、行政改革推進本部から、全職員に対し指示・啓発を行いながら意識の統一を図ってまいります。

Q 公共下水道・農業集落排水等への加入状況は

A 合せて供用開始戸数が一一、五二三戸である

削減を図り、財源の確保に努めていきたいと考えています。また、公共下水道、農業集落排水を合せて供用開始戸数が一一、五二三戸、この内水洗化戸数が九、四五七戸となっております。更に、加入の促進については、供用開始区域の方々を対象に、戸別訪問やチラシ等の配布により周知、啓発を行い推進しています。

Q 一般職員の定数削減をいつ頃までに削減するのか伺う。

A 総務部長 定員適正化計画の中では数値目標は、平成22年4月1日現在の前期計画では4.8%減の26人、520人を目標としています。また、10年計画、平成26年4月1日現在の職員数は、10.8%減で59人を減し、487人を目標としています。

Q 現在に至るまでの下水道事業への繰出金はどのくらいか。また、公共下水道、農業集落排水等への加入状況について伺う。

A 土木部長 一般会計からの繰出金は、平成17年度末現在で一一〇億五、六五六万六千円となっております。一般会計の財政事情も大変厳しい状況であることから全体計画の検討・工事費、維持管理費等のコスト



▲下水道マンホール設置

質問事項

- 行政改革について
  - (1) 599名いる職員の定数削減について
  - (2) 職員の採用について
- 土木行政について
  - (1) 下水道の繰出金について
  - (2) 下水道の加入状況について
- 環境行政について
  - (1) 他県からの産業廃棄物の搬入について
- 農業行政について
  - (1) ポジティブリストについて

質問事項

- 市長の政治姿勢について
  - (1) 行政改革について
- 行政改革大綱について
  - (1) 集中改革プランについて
- 千代田大橋について
  - (1) ヒビ割れ、陥没について

## 山内庄兵衛 議員



▲百里基地

**Q** 米軍の百里基地への訓練移転に伴う騒音対策は

**A** 騒音対策区域の拡大等について国へ求める

**Q** 米軍の百里基地への訓練移転について騒音対策と防衛庁、県との協議をしているのか伺う。

**A** 市長 在日米軍の訓練移転の内容については、防衛施設庁

騒音対策区域の拡大、各種騒音対策事業の実施及び市民に与える騒音の影響を可能な限り軽減するよう国に対して求めてまいりたいと考えています。

**Q** 降雹被害対策について伺う。

**A** 環境経済部長 4月21日と25日に降雹があり、梨への被害が確認されています。特に21日の降雹については、当日、農業改良普及センター職員と調査したと

ころ、霞ヶ浦地区内に被害が多く見られ、下大津地区の一部の被害が最も大きいと認められました。この時期は、梨の開花期に当たり、具体的な被害の状況が判断できないことから、5月11日に、市、農業改良普及センター及びJA土浦職員により現地調査を実施し、被害の状況を県に報告しています。被害の面積については、霞ヶ浦地区の栽培面積の46haのうち、36.7haに被害が認められました。

## 中根 光男 議員

**Q** 小学校の英語必修化への認識と今後の具体的計画案について伺う。

**A** 教育部長 文部科学省での育成のための行動計画を策定し、その中で、小学生の英語指導について方針が示されています。まずまず国際化が進む中、英語能力の向上が必要不可欠な条件のひとつと認識していますので、現在、取

**Q** 小学校の英語必修化の今後の具体的な計画は

**A** 生きた英語に触れる機会の拡充をする

り組んでいるALTの活用や今後の国の制度改正などに準拠して、生きた英語に触れる機会拡充など、さらなる英語教育の強化に努めてまいりたいと考えています。

**Q** かすみがうら市の公用車の台数と管理状況について伺う。

**A** 総務部長 市が管理している公用車の台数は183台となっています。内訳を申しま

すと、一般公用車が101台、保育所用バスが6台、福祉バスが2台、消防署関係が74台となっています。管理については、それぞれの部署で管理するものと集中管理するものとに区別をしています。集中管理するものは、霞ヶ浦庁舎が34台、千代田庁舎が19台あります。今後は、効率的な利用と安全の確保を考えながら管理の適正化に努めてまいります。



▲ALTの授業のようす

## 質問事項

- 行政経費削減について
  - (1) 有料広告ビジネスについて
  - (2) 公用車の集中管理について
- 福祉のまちづくり推進について
  - (1) 新バリアフリー法の具体的な推進について
- 教育行政について
  - (1) 小学校英語必修化について
- 児童、生徒の安全対策について
  - (1) 子供を守る自動体外式除細動器（AED）の設置と認識について
- 随意契約について
  - (1) 契約の内容（行政全般）について
- 農業行政について
  - (1) イノシシ等有害駆除について

## 質問事項

- 米軍の百里基地への訓練移転問題について
  - (1) 騒音対策について
  - (2) 事故対策について
  - (3) 防衛庁との協議について
- 土木行政について
  - (1) 特例債の振り分けた跨線橋について
  - (2) 市内にある県道の整備の遅れについて
  - (3) 団地内の生活道整備について
  - (4) 雪入砂防ダムについて
  - (5) 霞ヶ浦対策について
  - (6) 五輪堂橋の整備について
- 農村漁業行政について
  - (1) 降雹対策について
  - (2) ナマズの加工について
  - (3) レン魚とソウ魚について
  - (4) 柿岡の地磁気観測所について
  - (5) 日照不足・長雨について

佐藤 文雄 議員



▲下稲吉小学校

大久保 泰 議員



**Q** 6号石岡バイパスの千代田地区の完了年度の見通しについて伺う。

**A** 土木部長 現在、事業化をしている区間、市川地内から東大橋58kmですが、これを18年度、19年度に用地買収に主眼をおいて進めており、その進捗によって、完了年度を見込むものと考えています。この事業化区間が完了しますと、千代田地区、いわゆる

**Q** 市長逮捕の事実認識と市政の透明化の取り組みは

**A** 大変遺憾で残念。再発防止に最善を尽くす

**Q** 前市政について市長は「入札や職員採用で私的に動くことがあったと思う」などと批判し、「市政の透明化に取り組み、信頼を取り戻したい」との報道があるが、今回の前市長逮捕に關わっての事実認識と今後の市政の透明化の取り組み等について伺う。

**A** 市長 市長逮捕については、大変遺憾であり

残念に思っています。この事件がトップの逮捕と、司法に委ねられたことを重く受け止め、私の立場からは再発防止に最善を尽くすことだと認識しています。これからの行政運営においては、特に入札制度や職員採用などは、関係者に利害が出やすいので、公平、公開を軸に制度の改革を図ります。このため、チェック機能、

監視体制、監視機能の強化に努めてまいります。

**Q** 学校施設の耐震調査計画策は考えているのか伺う。

**A** 教育部長 児童生徒の安全対策を最優先に考え、早急に、耐震調査や耐震化を進めたいと考えています。当面の措置として、計画的に進めるための耐震化優先度調査に取り組みたいと考えています。

**Q** 6号石岡バイパス千代田地区の見通しは

**A** 市川地内から東大橋の進捗による

市川地内から中貫方面、8.5kmについて、事業化が見込まれるものと思っています。

**Q** 水道事業の中で石綿セメント管がどのくらい残っているか伺う。

**A** 水道課長 以前から年次的に布設替を実施して、現在、9割以上の布設替が済んでいます。残量として耐用年数が過ぎている管は、霞ヶ浦地区が約二、五〇〇m、千代

田地区が約二、三〇〇mあります。耐用年数が過ぎている石綿セメント管は、配水管に使われている部分が、約三、五〇〇m、導水管に使われている部分が三、一〇〇mあります。これらの管についても、年次的に布設替を進めていく予定です。石綿管の取り扱いについては、国、県等の指導を受けながら、その対応に当たってまいりたいと考えています。



▲国道6号(西野寺付近)

## 質問事項

- 1.行政全般について
  - (1) 行政全般について
- 2.土木行政について
  - (1) 道路関係について
- 3.水道行政について
  - (1) 水道事業について
- 4.庁舎建設について
  - (1) 霞ヶ浦庁舎について

## 質問事項

- 1.新市長の公約等について
  - (1) 市政の透明化の取組みについて
  - (2) 行政経営について
  - (3) 交通アクセス基盤整備による一体化について
  - (4) 市の体制(特別職等)の刷新について
  - (5) 行政組織改革とサービス向上の推進について
- 2.入札制度の改善について
  - (1) 市長が考える入札制度の改革について
  - (2) 入札における指名業者選定と落札率の関連について
  - (3) 随意契約のあり方について
  - (4) 競争性の確保について
- 3.教育行政について
  - (1) 通知表の「愛国心評価」について
  - (2) 学校施設の耐震調査について
  - (3) 専任司書配置について
- 4.国民健康保険について
  - (1) 国保税の不均等課税について
  - (2) 高額療養費還付金支払について
- 5.向原土地区画整理事業について
  - (1) 保留地販売について
  - (2) 仮換地の販売と物納について
  - (3) 債務負担行為の執行について
- 6.水道事業について
  - (1) 県との契約水量について
  - (2) 水道事業における人口計画について
  - (3) 水道料金・基本水量の見直しについて
- 7.住み良いまちづくりについて
  - (1) 百里基地への米軍F15訓練移転について
  - (2) ゴミ収集カレンダーの作成について
  - (3) 防犯パトロールについて

## 建設委員会

8月18日調査

調査項目：道路整備について

### 【審議内容】

Q：予算総額に対して執行状況が13.52%という状況ですが、年度末の3月31日までに終了するのが通常の年だと思います。今年は、市長の不祥事もあり、また新市長の誕生という理由でこのような結果になっていると思いますが、残りの76.48%を年度中に消化できるのか伺う。

A：確かに厳しい状況であります。配付いたしました資料の中で特定幹線市道整備事業費⑦6号と⑦55号併せて約4億1,500万円ありますが、その中で工事費が約2億9,300万円あります。前年度も繰越したということで全体的に工事が遅れ、厳しい状況にあり、また用地の買収も進んでいない状況であります。今後、全力を挙げて推進していく予定でいます。

Q：栗田橋の関係で田んぼの中にそのまま土盛りしたということですが、設計ではどのようになっていますか。道路を造るには地盤を事前に調査して、ボーリング調査等をして、このような工法で行わなくてはならないと思うが、そのようなことを行っているのか伺う。

A：計画路線の位置が田んぼの中ということで、計画線を入れた段階で地盤調査等を実施しまして、それに基づいて地盤沈下を見越して盛土工事を実施しています。

Q：9月になれば小中学校の生徒も通学するが、何で通学路の草刈の仕事を発注できないのか。

A：通学路等の草刈については、危険なところは職員等で対応しています。入札制度が決定すれば発注いたします。



▲栗田橋

平成18年第2回定例会の議案のあらまし

8月24日から9月5日まで13日間

### 承認第9号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 承認

### 承認第10号

専決処分事項の承認を求めることについて

平成18年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号） 承認

### 承認第11号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例 承認

### 承認第12号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 承認

### 承認第13号

専決処分事項の承認を求めることについて

平成18年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号） 承認

### 承認第14号

専決処分事項の承認を求めることについて

平成18年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号） 承認

### 議案第64号

平成17年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について 認定

### 議案第65号

かすみがうら市情報公開条例の一部改正について 可決

### 議案第66号

かすみがうら市手数料条例の一部改正について 可決

### 議案第67号

かすみがうら市国民健康保険条例の一部改正について 可決

### 議案第68号

かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例の一部改正について 可決

### 議案第69号

かすみがうら市消防団条例の一部改正について 可決

### 議案第70号

かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について 可決

### 議案第71号

市道路線の認定について 可決

### 議案第72号

財産の取得について 可決

### 議案第73号から議案第74号

かすみがうら市教育委員会委員の任命について 同意

### 議案第75号

かすみがうら市監査委員の選任について 同意

### 議員発議第2号

かすみがうら市議会議員定数条例の制定について 可決

### 請願第2号

市長逮捕に関わる全容説明を求める請願書 不採択

### 議長発議

閉会中の継続調査について 決定

平成18年第2回臨時会

議案のあらまし 6月8日開催

### 承認第4号

専決処分事項の承認を求めることについて 同意

### 承認第5号

専決処分事項の承認を求めることについて

### 承認第6号

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例 承認

### 承認第7号

専決処分事項の承認を求めることについて

### 承認第8号

専決処分事項の承認を求めることについて

### 承認第9号

平成17年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号） 承認

### 承認第10号

専決処分事項の承認を求めることについて

### 承認第11号

平成17年度かすみがうら市水道事業特別会計補正予算（第6号） 承認

### 承認第12号

専決処分事項の承認を求めることについて

### 承認第13号

平成17年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算について

### 承認第14号

平成17年度かすみがうら市水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について

### 承認第15号

平成17年度かすみがうら市水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について



第2回定例会会期中に延べ111名の方が傍聴されました。

### 第3回定例会市議会のお知らせ

第3回定例会市議会は、10月5日（木）から開会となっています。会期日程については、お知らせ版に掲載させていただきます。また、第2回定例会が延会されたことにより、議会だよりの発行が変則になっていますのでお詫び申し上げます。

なお、本会議はどなたでも傍聴することができます。どうぞお気軽にお越しください。

### 人事案件

#### 【教育委員会委員】

立野 至（稲吉東）  
大竹 三千代（戸崎）  
平成18年9月5日 同意

#### 【監査委員】

板屋 毅（下稲吉）  
平成18年9月5日 同意

### 定例会とは

付議事件有無にかかわらず、定期的に招集される議会の会議のことをいいます。

定例会は、あらかじめ付議する事件を告示する必要はなく、一般質問を含め、議会の権限に属するすべてを審議することができます。定例会は、毎年、4回以内において条例で定める回数を招集しなければなりません。毎年（1月1日～12月31日）とは、暦年（1月1日～12月31日）の意味で、会計年度ではありません。定例会の招集権自体は、長に専属するため、条例や議会の会議規則に定めることはできず長が定めて告示するか又は規則で定めることが適当であるとなっています。

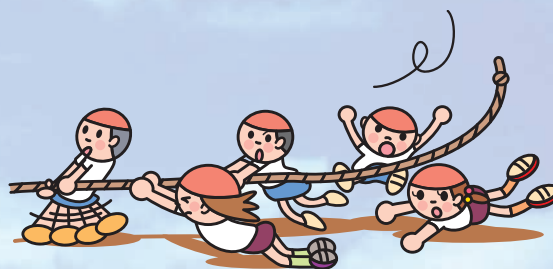


詳しいことは、議会事務局へお問い合わせください。

電話 0299 (59) 2111 内線 1302

ホームページ <http://www.city.kasumigaura.ibaraki.jp/gikai/>

メールアドレス [gikai@city.kasumigaura.ibaraki.jp](mailto:gikai@city.kasumigaura.ibaraki.jp)



### 編集後記

記録的な長雨や日照不足が続く農作物に多大な被害をもたらしました。世界的な温暖化現象は、異常気象を引き起こし問題となっています。

自然環境の破壊は、人災とも言われ今こそ自然保護のため真正面から向き合い解決に向かって努力していくときではないでしょうか。

新生かすみがうら市では、市民の皆様のニーズに対応したまちづくりを基本によりよき理想の新市建設のために取り組んでいるところです。

「議会だよりの」発行に当たっては、行政の動きや議会の決議内容など、また皆様からのご意見や要望など盛り込みながら充実した内容にしていきたいと思いますのでご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

（編集委員 中根光男）

